

令和7年3月25日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	西武バス株式会社（法人番号：6013301006270） 代表者 塚田 正敏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区南池袋1-16-15 (新座営業所) 埼玉県新座市本多1-12-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年1月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)